

第2号様式(第10条関係)

令和4年9月21日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 翁長 雄治



令和4年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和4年度 政務活動費収支報告書

議員名 翁長 雄治

1 収 入 政務活動費 750,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	49,500	FM那覇翁長タケハルのうちなーありんくりん
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	45,433	沖縄タイムス購読料、琉球新報購読料、新聞赤旗購読料
事 務 所 費	272,382	事務所家賃(水道代含む)、事務所電気代 事務所電話代(インターネット含む)
事 務 費		
人 件 費		
合 計	367,315	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 382,685 円


店番号

口座番号



翁長 雄治 様

預金通帳

(銀行コード 0187)  琉球銀行



広聴広報費
FM那覇

(令和4年4月～令和4年8月)

領 収 証

翁長雄治 様 2022年8月31日

★ ￥110000

但 うちが-ありんくすん 4月～8月分放送料として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

株式会社エフエム那覇
沖縄県那覇市牧志2-1-1874
パレット牧志ビル1501
代表取締役 奈良 蓮

GR1019

※放送内容が議会報告から他のテーマまで多岐にわたる為1/2を充当とする

【R4.4月～7月】

22,000円 × 4か月分 × 1/2 = 44,000円

【R4.8月】 ※8月放送分(8/2.9.23.30)の内、8/2.9放送分のみ充当

22,000円 × 2/4回分 × 1/2 = 5,500円 合計 49,500円

資料購入費

沖縄タイムス
4月分

(令和4年4月~令和4年8月)

5月分

お問い合わせ番号: 0123-00272631
領収書 No: 28500708
2022年 4月分 領収書
翁長雄治 様

御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)

沖縄タイムス本紙	※	1	3,075
----------	---	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 真嘉比
(事業者番号丁)
TEL [REDACTED]
店主 玉那覇 有慶

5/7

お問い合わせ番号: 0123-00272631
領収書 No: 28658819
2022年 5月分 領収書
翁長雄治 様

御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)

沖縄タイムス本紙	※	1	3,075
----------	---	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 真嘉比
(事業者番号丁)
TEL [REDACTED]
店主 玉那覇 有慶

6/7

6月分

7月分

お問い合わせ番号: 0123-00272631
領収書 No: 28810781
2022年 6月分 領収書
翁長雄治 様

御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)

沖縄タイムス本紙	※	1	3,075
----------	---	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 真嘉比
(事業者番号丁)
TEL [REDACTED]
店主 玉那覇 有慶

7/7

お問い合わせ番号: 0123-00272631
領収書 No: 28959027
2022年 7月分 領収書
翁長雄治 様

御購読 合計 3,075円
ありがとうございます。 (内消費税 227)

沖縄タイムス本紙	※	1	3,075
----------	---	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
※上記の金額を領収致しました。

沖縄タイムス
販売店 真嘉比
(事業者番号丁)
TEL [REDACTED]
店主 玉那覇 有慶

8/7


資料購入費
 沖縄タイムス
 8月分

(令和4年4月～令和4年8月)

お問い合わせ番号: 0123-00272631
 領収書 No: 29116978
 2022年 8月分 領収書
翁長雄治 様

御購読
 ありがとうございます。 合計 **3,075円**
 (内消費税 227)

沖繩タイムス本紙	※	1	3,075
----------	---	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を
 領収致しました。

 販売店 真嘉比
 (事業者番号) XXXXXXXXXX
 TEL XXXXXXXXXX
 店主 玉那覇 有慶

沖縄タイムス

【R4.4月～7月】議員活動活用の為、全額充当

3,075円 × 4ヵ月分 = 12,300円

【R4.8月】※8/22迄の日割り分を充当

3,075円 × 22/31日 = 2,182円

合計 14,482円

資料購入費

資料購入費

(令和4年4月～令和4年8月)

琉球新報

4月分

21 04-05-06 WTU

3,075 シンホウ04かツツフン

5月分

11 04-06-06 WTU

3,075 シンホウ05かツツフン

6月分

4 04-07-05 WTU

3,075 シンホウ06かツツフン

7月分

17 04-08-05 WTU

3,075 シンホウ07かツツフン

8月分

8 04-09-05 WTU

3,075 シンホウ08かツツフン

琉球新報

【R4.4月～7月】議員活動活用の為、全額充当

3,075円 × 4カ月分 = 12,300円

【R4.8月】※8/22迄の日割り分を充当

3,075円 × 22/31日 = 2,182円

合計 14,482円

資料購入費

資料購入費

新聞赤旗

(令和4年4月～令和4年8月)

※別紙添付

しんぶん赤旗

【R4.4月～7月】議員活動活用の為、全額充当

3,497円 × 4カ月分 = 13,988円

【R4.8月】※8/22迄の日割り分を充当

3,497円 × 22/31日 = 2,481円

合計 16,469円

2022年度 しんぶん赤旗購読料 支払証明

翁長 雄治 様

支払い年月日		新聞・雑誌名		合計
		しんぶん赤旗日刊紙	しんぶん赤旗日曜版	
2022年5月11日	4月分	¥3,497		¥3,497
2022年6月1日	5月分	¥3,497		¥3,497
2022年6月28日	6月分	¥3,497		¥3,497
2022年7月13日	7月分	¥3,497		¥3,497
2022年8月19日	8月分	¥3,497		¥3,497
	9月分			¥0
	10月分			¥0
	11月分			¥0
	12月分			¥0
	1月分			¥0
	2月分			¥0
	3月分			¥0
お支払い合計				¥17,485

日本共産党南部地区委員会
 Tel:(098)894-6350
 豊見城市根差部433-10

集金代行者:  

事務所費

事務所費

事務所家賃

(令和4年4月～令和4年8月)

4月分

04-03-31 WTU 42,110 1. 電子ファイリング

5月分

04-05-02 WTU 42,110 1. 電子ファイリング

6月分

10 04-05-31 WTU 53,110 1. 電子ファイリング

7月分

3 04-06-30 WTU 42,110 2. 電子ファイリング

8月分

16 04-08-01 WTU 42,110 1. 電子ファイリング

【R4.4月～7月】議員活動活用の為、全額充当

42,110円 × 4か月分 + 更新料11,000円 = 179,440円

【R4.8月】※8/22迄の日割り分を充当

42,110円 × 22/31日 = 29,884円

合計 209,324円

事務所費

事務所費 電気代 (令和4年4月~令和4年8月)

4月分

5月分

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

加入者名 沖縄電力株式会社

R 4年 4月分 3月18日~ 4月19日 二 使用量 211 kWh

金額 7067

振込先 電気番号 15376- 35-1-3 二 契約種別 (裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 642

ご依頼人 翁長 雄治 様
ご使用場所 那覇市字大道49
大幸ビル 2F
翁長 雄治 様

支払期日 (裏面参照) R 4年 5月 20日

金融機関取扱期限日 R 4年 5月 30日
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日 R 4年 6月 9日

料金額 3760
備考 22.5.02
ローソン 那覇大道店

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

加入者名 沖縄電力株式会社

R 4年 5月分 4月20日~ 5月19日 二 使用量 175 kWh

金額 5793

振込先 電気番号 15376- 35-1-3 二 契約種別 (裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 526

ご依頼人 翁長 雄治 様
ご使用場所 那覇市字大道49
大幸ビル 2F
翁長 雄治 様

支払期日 (裏面参照) R 4年 6月 20日

金融機関取扱期限日 R 4年 6月 30日
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日 R 4年 7月 10日

料金額 83760
備考 22.5.27
ローソン 那覇大道店

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

6月分

7月分

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

加入者名 沖縄電力株式会社

R 4年 6月分 5月20日~ 6月19日 二 使用量 136 kWh

金額 4393

振込先 電気番号 15376- 35-1-3 二 契約種別 (裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 399

ご依頼人 翁長 雄治 様
ご使用場所 那覇市字大道49
大幸ビル 2F
翁長 雄治 様

支払期日 (裏面参照) R 4年 7月 20日

金融機関取扱期限日 R 4年 7月 29日
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日 R 4年 8月 9日

料金額 154520
備考 22.6.27
ローソン 那覇大道店

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

加入者名 沖縄電力株式会社

R 4年 7月分 6月20日~ 7月19日 二 使用量 139 kWh

金額 4500

振込先 電気番号 15376- 35-1-3 二 契約種別 (裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 409

ご依頼人 翁長 雄治 様
ご使用場所 那覇市字大道49
大幸ビル 2F
翁長 雄治 様

支払期日 (裏面参照) R 4年 8月 19日

金融機関取扱期限日 R 4年 8月 29日
ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニ等取扱期限日 R 4年 9月 8日

料金額 7361
備考 22.7.29
東和石油株式会社

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

事務所費

事務所費
電気代
8月分

(令和4年4月～令和4年8月)

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

00190 9 950041 沖縄電力株式会社
R 4年 8月分 7月20日～ 8月18日 ご使用量 140 kWh

金額	億	千	百	千	百	十	円
				4	5	3	6

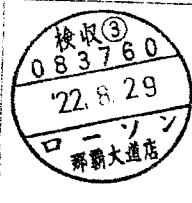
電気番号 15376-35-1-3
ご契約種別(高圧等別) 20
消費税等相当額(再掲) 円 412

ご依頼人 翁長 雄治 様
ご使用場所 那覇市字大道49
大幸ビル 2F
ご依頼人住所氏名 翁長 雄治 様

支払期日 (裏面参照) R 4年 9月 20日

金融機関取扱期限日 R 4年 9月 30日
ゆうちょ銀行 郵便局 コンビニ等取扱期限日 R 4年 10月 10日

料	金	日	附	印
備				
考				



(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

※議会活動活用の為、全額充当とする

合計 26,289 円

事務所費

電話代

(令和4年4月～令和4年8月)

4月分

5月分

6月分

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号
[REDACTED]

請求年月
2022年 4月分

ご請求金額
¥7,771-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄

検収⑤
111194
22.5.20
ローソン 那覇
豊多州一丁目店

(お客様控)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号
[REDACTED]

請求年月
2022年 5月分

ご請求金額
¥7,784-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄

72167
22.6.18
豊多川四丁目
ファミリーマート

(お客様控)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号
[REDACTED]

2022年 6月ご請求分

金額(円)
¥7,846-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

07337
22.6.14
おちろまち四丁目
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

7月分

8月分

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号
[REDACTED]

2022年 7月ご請求分

金額(円)
¥7,853-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

検収③
083760
22.7.20
ローソン
那覇大道店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
翁長 雄治 様

お客様番号
[REDACTED]

2022年 8月ご請求分

金額(円)
¥7,772-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

111194
22.8.18
ローソン
那覇大道店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※R4.4月～7月 議員活動活用の為、全額充当

※8月分のみ 8/22迄の日割り分を充当

7,772円 × 22/31日 = 5,515円

合計 36,769円

※議会活動活用の為、全額充当とする

事務所概要申告票

議員名 翁長 雄治

1. 物件の所在

住所	那覇市大道49番地 大幸ビル2階	
電話番号	098-886-5601	


2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [有限会社 新地開発] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 翁長 雄治 

賃借人 氏名  

住所 

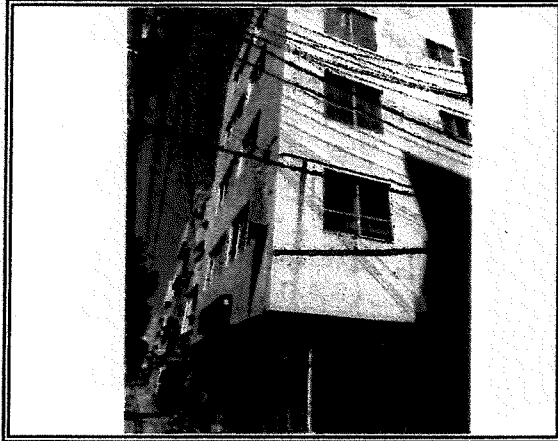
事務所費充当状況申告票

議員名 翁長 雄治

1. 事務所の状況

住所	那覇市大道49番地 大幸ビル2階
----	------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：


当該事務所においては、県議会の質問作成など議会活動のみに使用しており、全額充当とする。

(関係経費)	
家賃(月額)	40,000 円
その他	2,000 円
	円

(充当額)	
家賃(月額)	40,000 円
その他	2,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

翁長 雄治 

事務所賃貸借契約書

(物件名) 大幸ビル 2F

(賃貸人) [REDACTED] 様

(賃借人) 翁長 雄治 様

すてきに暮らそう！！

(有)新地開発

沖縄県知事(7)第2677号

〒903-0806 那覇市首里汀良町3-101-3

(TEL) 098-884-3711

契約者の方へ

1. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

★電気 沖縄電力 TEL 0120-58-6390

★水道

★ガス 沖縄石油ガス TEL 098-877-7124

★緊急連絡先

営業時間 平日土曜日 09:00~18:00
日曜祝祭日 休み

(営業時間外連絡先)
レキオスホットライン TEL 0120 - 988 - 442

表題

物件 の 表示	名称	大幸ビル 2F		
	所在地	沖縄県那覇市大道49		
	構造	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根5階建		
賃 料	家賃	月額 40,000円	敷金	無
	水道料	月額 2,000円(固定)✓	礼金	無
	駐車場	無		
	合計	月額 42,000円	契約期間	令和2年7月1日
				令和4年6月30日

令和 2年 7月 / 日

賃貸人(甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人(乙) 住所 沖縄県那覇市大道151-2新地2252603

氏名 翁長 友健治

連帯保証人(1) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

極度額504,000円(賃料12ヶ月分)

宅地建物取引業者(丙) 沖縄県知事(7)第2677号
有限会社 新地 開発
代表取締役 下地 健治
沖縄県那覇市首里汀良町3-101-3
TEL (098) 884-3711

宅地建物取引士 登録番号 沖縄県知事 第 [Redacted] 号
[Redacted]

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という) と賃借人 翁長 雄治 (以下「乙」という) は標記の物件に対し、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。よってその証として本契約書を式通作成し記名、押印の上、各自巻通所持する。

(使用目的)

第1条 乙は、貸室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。万一、乙の都合により使用目的を変更する場合、乙は文書で甲の承諾を得なければならない。

(賃貸借期間)

第2条 本契約期間は、標記の通りとする。期間満了2ヶ月前までに甲乙協議の上、更新できるものとする。乙は、本契約を更新する際、更新を行うまでに、更新事務手数料10,000円(税別)を丙に支払うと共に、更新に必要な書類(入居時同等)を添付して、必要事項を記載の上、提出するものとする。(以後も同様とする。)

(賃料及び、電気使用料等)

- 第3条
- 1 月額家賃、共益費、駐車場、水道料、(以下賃料等という) は、標記の通りとし、乙は、甲に対し毎月末日までに翌月分を自動振替にて支払うものとする。
 - 2 賃料等の支払義務は、第2条の契約期間開始日から発生するものとする。
 - 3 賃料等の入金時に係る振込手数料、自動振替手数料(100円税別)は乙の負担とする。(毎月の請求書及び領収書の発行はありません)
 - ~~4 乙が賃料等の支払いを遅延し、支払委託会社(以下「丁」という)の行う支払委託制度を利用する場合は、丁を通じて甲に支払うものとする。その内容については別途、丁間で締結する支払委託契約の定めによるものとする。~~
 - 5 電気・ガス・水道・電話料金・衛生費・その他の公共料金は乙の負担とする。

(賃料等の改定)

第4条 賃料は、土地建物に対する公租公課の増減及び近隣土地建物賃料の変動、その他、経済情勢の変動等を考慮し、甲乙協議の上その適正化を図り、賃料の改定を行う事が出来るものとする。

(乙の解約申し入れ)

第5条 乙は甲に対して2ヶ月以上の予告をもって本契約の解除を申し入れることができる。但し、予告期間が2ヶ月に満たない場合は申し出した日より起算して2ヶ月後迄の予告不足損害金(賃料等相当額)を日割りにて支払わなくてはならない。
日割の計算方法は、解約する月を30日で割り、満了時までの日数を掛けた額とする。

(敷金)

- 第6条 1 ~~乙は、敷金として甲に預託する。~~
 2 ~~前項の敷金は、預託期間中無利息とし、返還の方法は下記の通りとする~~
 4 ~~契約締結後、契約開始日より2年未満に解約した場合は、違約金として控除し乙へ返還しないものとする。2年を経過し、本物件を明け渡す場合、甲は遅滞なく乙へ預託敷金を、本物件明渡し後1ヶ月以内に乙へ対し無利息で返還しなければならない。~~
~~但し、下記条項を乙の責任と負担で履行がない場合、甲は、当該債務の額を預託敷金から差し引くものとする。~~
~~・原状回復（本契約第18条）~~
~~・退去時の残債務及びその他、本契約から生じる乙の債務~~
 3 ~~預託敷金に不足が生じた場合、乙はその不足額を甲へ支払うものとする。~~

(テナント総合保険の加入)

- 第7条 1 乙は、本契約期間中は継続して総合保険に加入するものとする。
 2 乙は、自己で保険加入する際は、加入を証明する書類の写しを甲へ提出するものとする。保険が満了し更新等した場合も以後同様とする。
 3 本物件、又は乙所有の資産全部若しくはその一部が消失した場合は、各自がそれぞれ加入した火災保険による保険金をもってその損害を補填し、補填された損害については相手方に賠償請求をしないものとする。

(使) 第10:

(保安点検)

- 第8条 甲、又はその代理人は貸室の保全、衛生、防火、防犯救護等に関し緊急の必要のある時は、契約貸室内に立ち入り必要な措置を講ずることができる。この場合、乙は、甲又は代理人の措置に協力しなければならない。

(i) 第11:

(費用負担)

- 第9条 1 賃貸借期間中、自然破損及び経年劣化による破損、建物の主要構造（基礎部分）の修理は、甲の負担とし、それ以外の修理、又は取り替え等に要する費用は乙の負担とする。
 2 トイレ、その他、排水設備の詰まり、ガラス破損、各種電球、水道パッキン、室内外の造作物及び設備一式等、看板、その他、消耗品とみなされるものは乙の負担とする。
 3 乙の責めに帰すべき事由により貸室内及び屋外の設備、備品等を破損、汚損した場合、乙は速やかにこれを原状回復、又は損害を賠償する。
 4 修繕を必要とする原因が甲乙何れにあるか不明の場合の費用負担については、予め甲及び乙は協議するものとする。
 5 前各項の定めにより甲が修繕を行う場合は、甲は予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がある場合を除き、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、当該修繕の実施を拒否することはできないものとする。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じた場合でも、甲はその責めを負わない

(第12

ものとする。又、乙は修繕されていないことを理由に、甲への賃料等の支払いを拒否することはできないものとする。

- 6 乙は、本物件の修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに修繕の必要について協議し、甲の指示に従うものとする。この通知を怠り、又は遅延したことによって、本物件及び建物等に損害を及ぼした際、乙はその損害の全部を賠償するものとする。

7 (一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失、その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法、その他、必要な事項について協議するものとする。又、残存する部分のみで乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は本契約を解除することができるものとする。

(使用上の注意)

- 第10条 1 乙は貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
2 乙は騒音や匂い、衛生面等に関し近隣に迷惑とならないように配慮するものとする。万一、苦情等が出た場合、乙は一切の責任を持って善処するものとし、甲は何等責任を負わないものとする。

(転貸等の禁止)

- 第11条 1. 乙は賃借権を譲渡、若しくは転貸してはならない。
2. 乙は甲の承諾なしに賃借権の一部又は全部譲渡、転貸と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。又、如何なる事由があっても賃借権を担保に供したり、質権の設定をする事を禁止する。

(連帯保証人)

- 第12条 1. 連帯保証人は、乙と連帯して更新後も本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
2. 連帯保証人は、本契約が終了し本物件が完全に明け渡され、かつ乙の債務が完済されるまで、乙の甲に対する債務を免れることはできないものとする。
3. 連帯保証人の負担は、署名捺印欄に記載する極度額を限度とする。
4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
5. 乙、又は連帯保証人は、死亡等・破産・成年後見制度による措置がとられた場合無資力、又は所在不明、その他の事由により保証の責めを果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知するものとする。
6. 前項並びに連帯保証人を甲が適格でないとしたときは、乙は速やかに甲の承諾する連帯保証人を追加、変更するものとする。乙が正当な事由なく、これに応じない場合は、甲は契約期間中であっても本契約を解除するものとする。
7. 契約解除後、貸室内に乙の所有物が放置された場合は、連帯保証人は乙に変わ

り、甲の通知した日から2週間以内に残置物の撤去を行い明渡し義務を負うものとする。

8. 上記、乙及び連帯保証人が解約後2週間を経過しても残置物を撤去し明け渡さない場合、甲は任意にその残置物を処分する事とし、その費用を乙及び、連帯保証人に請求するものとする。

第13条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。（過激な政治団体等を含む）
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 本契約締結及び引渡し等、いずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
- 3 乙は甲に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとする。
- 5 第2項又は第4項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

（遵守事項）

第14条 乙は称号及び組織に変更等が生じた場合は遅滞なく甲へ通知するものとする。
（連帯保証人の住所・勤務先の変更も含む）

（移転料等の不請求）

第15条 乙は貸室の明け渡しの際は、甲に対し移転料その他これに類する請求はしない。

（契約解除）

第16条 乙が次の一つに該当したときは、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除する事が出来るものとする。

1. 1ヶ月分以上の賃料支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲との間の信頼関係を著しく害すると認められたとき。
3. 長期不在により賃貸借の行使を継続する意志がないとき。

4. 契約書の記載事項、又は申込書に偽りがあった事が判明したとき。
5. その他本契約に違反したとき。

(造作及び内外装工事)

- 第17条
1. 本契約締結後、乙において本物件内の内外装造作、又は付属物の新設・撤去等、現状を変更する場合は、乙は書面（設計図書等）により甲に明示し、承諾を得るものとする。但し、甲は、正当な理由なく乙の計画を拒むことは出来ない。
 2. 乙が、甲の承諾を得ずに、前項の改造を行った場合、この為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負うものとする。

(原状回復等)

- 第18条
- 本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は次の各号の定めにより賃貸借物件を明け渡すものとする。
1. 賃貸借物件に、乙が設置した看板、照明器具等、内外装造作工事、設備、商品什器、備品、動産類がある場合は、乙の責任と負担でこれを復旧工事及び、撤去して賃貸借物件を原状回復し、清潔な状態にして明け渡すものとする。万一、明け渡し日までに原状回復等を終了させなかった場合、甲が自ら原状回復を行い、要した費用は、乙、又は連帯保証人に請求するものとし、乙及び連帯保証人はこれに異議申し立てをしない。
 2. 賃貸借物件に著しく損傷を与えるような原状回復工事に関しては、甲乙協議の上、その処理を決定する。但し、甲が原状回復を求める場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。
 3. 上記、明け渡しの際、甲は乙が付設した造作物、内外装物、その他一切の設備は買い取りしないものとし、乙は、買取請求権及び有益費償還権を行使しないものとする。
 4. 本契約終了と同時に乙が賃貸借物件を明け渡さない時、乙は本契約終了日の翌日から明け渡し完了に至るまでの賃料相当額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ、明け渡し遅延により甲が損害を被った時は、その損害賠償をする。
 5. 本契約の原状回復とは、本物件の内外造作物及び設備一式等、看板、商品、備品、乙の動産類を全て撤去し、契約時の内装、外装工事着手前の状態にする事を言う。
 6. 乙が本物件に施工した内外装造作物及び設備一式等、看板、商品、備品等の原状回復については、その物の経年劣化等退去時の老朽化を考慮し、甲乙協議の上、その処理を決定する。甲が原状回復を求める場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。

(行政指導等)

- 第19条
1. 天災、地変、火災、法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等、甲乙双方の責に帰する事の出来ない事由により、本店舗の開店営業に支障が生じた時、乙は本契約を解除する事が出来る。この場合、甲は受領済の敷金を遅滞なく乙へ返還する。
 2. 前項により本契約が解除となり失効した場合で、解除以前に甲又は乙が付設した施設等がある時は、それぞれ付設した当事者が撤去し原状回復をする。
 3. 本契約期間中、乙の責任と負担で法律及び条例等に基づく規制等、看板設置や

事務所費

消防法の届出及び申請、その他届出及び申請等を確認するものとする。乙が行ったことにより、万が一、甲へ法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等があった場合は、乙は甲に協力し、その行政指導等に従い、その際の費用は乙の負担とする。

(善管注意義務等)

- 第20条 1. 乙は、善良なる管理者としての注意義務を持って本物件を使用しなければならない。
2. 乙が故意、過失若しくは、前項の注意義務を怠り、甲又は第三者が損害を被った時、乙の責任と負担で甲又は当該第三者に損害を賠償するものとする。

~~(駐 車 場)~~

~~第21条 乙は、駐車場において車輛、積載物等の管理、及び駐車場所への無断駐車防止を自ら行うものとする。また、天災地変、火災、盗難、車両の滅失又は損傷、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰すべからず事由による乙の損害に対し甲は一切の責任を負わないものとする。~~

(協議)

第22条 本契約書に記載のない事項については当事者が信義に従い誠意を以って協議し解決するものとし、協議によって解決できない時は、民法・借地借家法その他の法令の定めに従う。本契約に基づく権利、義務に関し訴訟を提起するときは、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙合意した。

特約事項

- | |
|--|
| 1. 乙は、本物件を使用するにあたり現在予測できないクレーム及びトラブル等が起きた場合は改善若しくは解決に向けて善処するものとする。乙が協力をせず、改善・解決が困難な場合は、甲は本契約を解除出来るものとする。 |
| 2. 2年毎に更新事務手数料として10,000円(税別)が掛かり乙の負担とする。(第2条参照) |

賃貸借契約更新の同意書

令和2年7月1日契約の大幸ビル 2F号室の契約は、令和4年6月30日に契約期間満了となりますが、賃貸人、賃借人同意の上、前契約内容と同一条件で更新致します。本書2通作成し各当事者署名押印の上、各自1通ずつ保管するものとする

*物件の所在：沖縄県那覇市大道49

記

① 更新後の契約期間

令和4年7月1日から令和6年6月30日まで(2年)

②

家賃	40,000円
水道料金	2,000円

令和4年5月2日

賃貸人： 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



賃借人：

住所

那覇市繁々川 5-11-9-803
ワズエステコート 繁々川

氏名

翁長 雄治



TEL

098-917-1622